

## 広島県告示第三百二二号

海岸法（昭和三十一年法律第一号）第五条第四項の規定によつて、港湾隣接地域に接する海岸保全区域のうち、港湾管理者の長が管理することが適当であると認め、当該港湾管理者の長と協議して定めた区域は、次のとおりである。

平成二十一年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

平成二十一年広島県告示第二百九十七号で海岸保全区域として指定した安芸津港風早地区の海岸保全区域のうち平成二十一年広島県告示第二百九十四号で指定した安芸津港安芸津地区（その二）港湾隣接地域に接する区域

### 一 区域

基点一から基点九までの各点を順次結んだ線及び基点九と基点一を結んだ線により囲ま

れた区域

### 二 点の位置

基準点 三等三角点「風早」東広島市大字風早字山本二〇一一（北緯三四度一九分〇〇秒七五八一、東経一三三度四八分一五秒六三〇四）

基点一 基準点から一三三度の方向五九六メートルの点

基点二 基点一から三七度の方向七四メートルの点

基点三 基点二から三三五度の方向二三メートルの点

基点四 基点三から三三五度の方向八一メートルの点

基点五 基点四から六六度の方向一八二メートルの点

基点六 基点五から一五九度の方向一二メートルの点

基点七 基点六から二四七度の方向二メートルの点

基点八 基点七から二四七度の方向一六三メートルの点

基点九 基点八から一五七度の方向一三〇メートルの点